

中商連オートオークション規約

改正後

第 12 条の 2 主催商組の免責

主催商組は以下の各号の一に該当する事由によりオークション参加者が被った損害について、その責任を負わないものとする。

- ① 主催商組および業務提携先のコンピューター（ハードウェア、ソフトウェア）の故障等が原因により生じた損害
- ② 通信回線、通信機器等の不具合により生じた損害
- ③ オークション参加者が、自らの操作ミスと主催商組に申し出た場合の損害
- ④ 地震、噴火、洪水、津波、落雷等の自然災害に起因して生じた損害
- ⑤ その他主催商組の責に帰すことのできない事由により生じた損害

附則（平成 28 年 6 月 6 日改正）

1. 第 12 条の 2（主催商組の免責）の変更規定は、平成 28 年 7 月 1 日より実施する。

改正前

新設